

# 九州電力株式会社川内原子力発電所3号機増設計画に係る 環境影響評価書に係る確定通知について

平成22年2月19日  
経 済 産 業 省  
原子力安全・保安院

当省は、九州電力株式会社川内原子力発電所3号機増設計画に係る環境影響評価書(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、九州電力株式会社に対し、本日、変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。

また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書(写)を環境大臣あて送付する。なお、確定通知を受けた九州電力株式会社は、同条第2項の規定に基づき鹿児島県知事、薩摩川内市長及びいちき串木野市長に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧(1ヶ月間)し、住民へ周知することとなる。

(これまでの環境影響評価に係る手続き)

環境影響評価方法書受理	平成17年 8月30日
住民等意見の概要受理	平成17年11月10日
鹿児島県知事意見受理	平成18年 2月 6日
経 済 産 業 大 臣 勸 告	平成18年 2月27日
環境影響評価準備書受理	平成21年 1月 8日
住民等意見の概要受理	平成21年 4月22日
鹿児島県知事意見受理	平成21年 7月31日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成21年 9月28日
経 済 産 業 大 臣 勸 告	平成21年10月 2日
環 境 影 響 評 価 書 受 理	平成22年 1月21日

問合せ先:電力安全課 吉田、河合  
電話03-3501-1742(直通)  
03-3501-1511(代表)  
4921(内線)